

1 ガイドラインを策定する目的

このガイドラインは、防犯カメラの適正な設置及び運用について遵守すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用することを目的に定めたものです。

2 対象となる防犯カメラ

次の3つの項目を全て満たすものが、ガイドラインの対象となります。

- (1) 設置の目的 犯罪抑止を目的に設置したもの。
- (2) 撮影範囲 不特定多数の人が利用する施設や場所を撮影するもの。
- (3) 防犯カメラの種類 継続的に撮影している防犯カメラで、画像記録装置を有するもの。

3 設置箇所・撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、みだりに個人等の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲は必要最小限としてください。

また、防犯カメラの角度や倍率を調節するなど、住宅内部やベランダなどの私的空間を撮影しないようにしてください。

4 設置の表示

防犯カメラの設置に当たっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪抑止効果を高めるため、撮影対象区域内又は撮影区域の出入り口付近に、防犯カメラを設置していることを分かりやすく表示してください。

5 管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの運用を適正に行うため、管理責任者を指定してください。

6 画像の適正な管理

防犯カメラの設置者又は管理責任者は、画像の流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故（以下「画像の流失等」という。）から画像を適正に管理するため、次の事項に留意しながら、必要な措置を講じてください。

- (1) 防犯カメラ等の操作担当者の指定

管理責任者以外の者が、防犯カメラ及びそのモニター、録画装置等の操作を行う場合は、必要に応じて操作担当者を指定することができます。この場合、管理責任者及び操作担当者以外の者による防犯カメラ等の操作を禁止する必要があります。

(2) 画像の保存期間

画像の流失等の防止、及び適正管理を徹底するために、保存期間はできるだけ短期間とすることが必要です。長くても1箇月以内で必要な保存期間を定め、不必要な画像の保存は行わないでください。

(3) 画像加工の禁止

画像は撮影された状態のまま保存し、加工をしてはなりません。

(4) 画像の厳重な保管

録画装置、画像を記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、管理責任者及び操作担当者以外の者による操作や盗難防止のため、施錠のできる室内や設備の中で厳重に管理し、「8 画像の利用・提供」に定める場合を除き、外部への持ち出しを禁止してください。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、画像が外部へ流出しないよう、セキュリティ対策がインストールされた安全なパソコンを使用するなど、必要な措置を講じてください。

(5) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、速やかに消去してください。

また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の処理を行ってください。

7 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者及び操作担当者は、防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らしてはなりません。

このことは、管理責任者及び操作担当者でなくなった場合においても同様とします。

8 画像の利用・提供

(1) 防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはなりません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

ア 法令の規定に基づくとき。

「法令に基づく場合」とは、裁判官が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士会からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合等をいいます。

イ 画像に記録されている者の同意があるとき又はその者に画像を提供するとき。

ウ 人の生命、身体及び財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるとき。

エ 公益上の必要その他相当な理由があると認められるとき。

(2) 上記アからエにより画像を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録するなど、適正に運用してください。

9 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、管理責任者が速やかに対応し、適切な措置を講じてください。

10 管理規程の作成・遵守

(1) 防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの設置及び運用について、本ガイドラインの内容に沿った管理規程を作成してください。（参考例は別紙のとおり）

(2) 設置者は、管理責任者及び操作担当者に本ガイドライン及び自ら定める管理規程を遵守させるために、適正な指導を行ってください。

また、防犯カメラの設置及び運用業務を委託する場合には、委託業者に本ガイドライン及び管理規程を遵守させ、適正な運用に務めてください。

11 その他

(1) このガイドラインは、社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しをするものとします。

(2) このガイドラインに定めのあるもの以外については、個人情報保護法制の規定に基づき、適正に取り扱うように務めてください。

【補足】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で主に参考となる規定としては以下のものがあります。必要に応じて参照してください。

第 2 条 (定義)

第 1 5 条 (利用目的の特定)

第 1 6 条 (利用目的による制限)

第 2 0 条 (安全管理措置)

第 2 1 条 (従業員の監督)

第 2 2 条 (委託先の監督)

第 2 3 条 (第三者提供の制限)

第 3 5 条 (個人情報取扱事業者による苦情の処理)

(参考例)

防犯カメラ管理規程

〇〇 〇〇

(個人名又は法人名を記載)

1 目的

この規定は、〇〇〇〇〇 (地域及び施設名を記載) に犯罪抑止を目的として設置する防犯カメラについて、必要な事項を定めることにより、個人のプライバシーの保護に配慮し、適正な防犯カメラの設置及び運用を行うことを目的とする。

2 設置者及び管理責任者

(1) 設置者

〇〇 〇〇 (個人名又は法人名を記載)

(2) 管理責任者

〇〇 〇〇 (個人名を記載)

(3) 管理責任者は必要に応じて、防犯カメラ及びそのモニター、録画装置等の操作を行う操作担当者を指定するものとする。

操作担当者

〇〇 〇〇 (個人名を記載)

3 設置場所及び設置台数

(1) 防犯カメラ 〇台 〇〇町□丁目△番地 (別図のとおり)

(2) 録画装置、モニター 一式 〇〇町□丁目△番地 (別図のとおり)

4 設置表示及び管理方法

(1) 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」「設置者名」を記載したプレート等を設置する。

(2) 設置者、管理責任者及び操作担当者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

5 画像データの保管と廃棄

(1) 画像は、撮影時のまま保管し、加工はしない。

(2) モニターや画像の録画装置及び記録した媒体は、施錠できる室内に保管する。

(3) 撮影された画像の保管期間は、概ね〇日間とし、保管期間終了後は廃棄する。

6 画像の利用制限

(1) 画像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報

は、外部に漏らさない。

(2) 画像は、次にいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。

ア 法令の規定に基づくとき。

イ 画像に記録されている者の同意があるとき又はその者に画像を提供するとき。

ウ 人の生命、身体及び財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるとき。

エ 公益上の必要その他相当な理由があると認められるとき。

7 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、速やかに対応し、適切に処理する。

(附則)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。